

第 2 章 処務

つがる西北五広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則

平成 1 1 年 4 月 1 日
規 則 第 1 号
平成 1 7 年 8 月 2 9 日
規 則 第 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 1 5 2 条第 1 項の規定によるつがる西北五広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、つがる西北五広域連合規約（平成 1 1 年青森県指令第 1 0 8 1 号）第 2 条に掲げる関係市町の順序とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。